

# 1 3 放射能対策

# 放射能対策

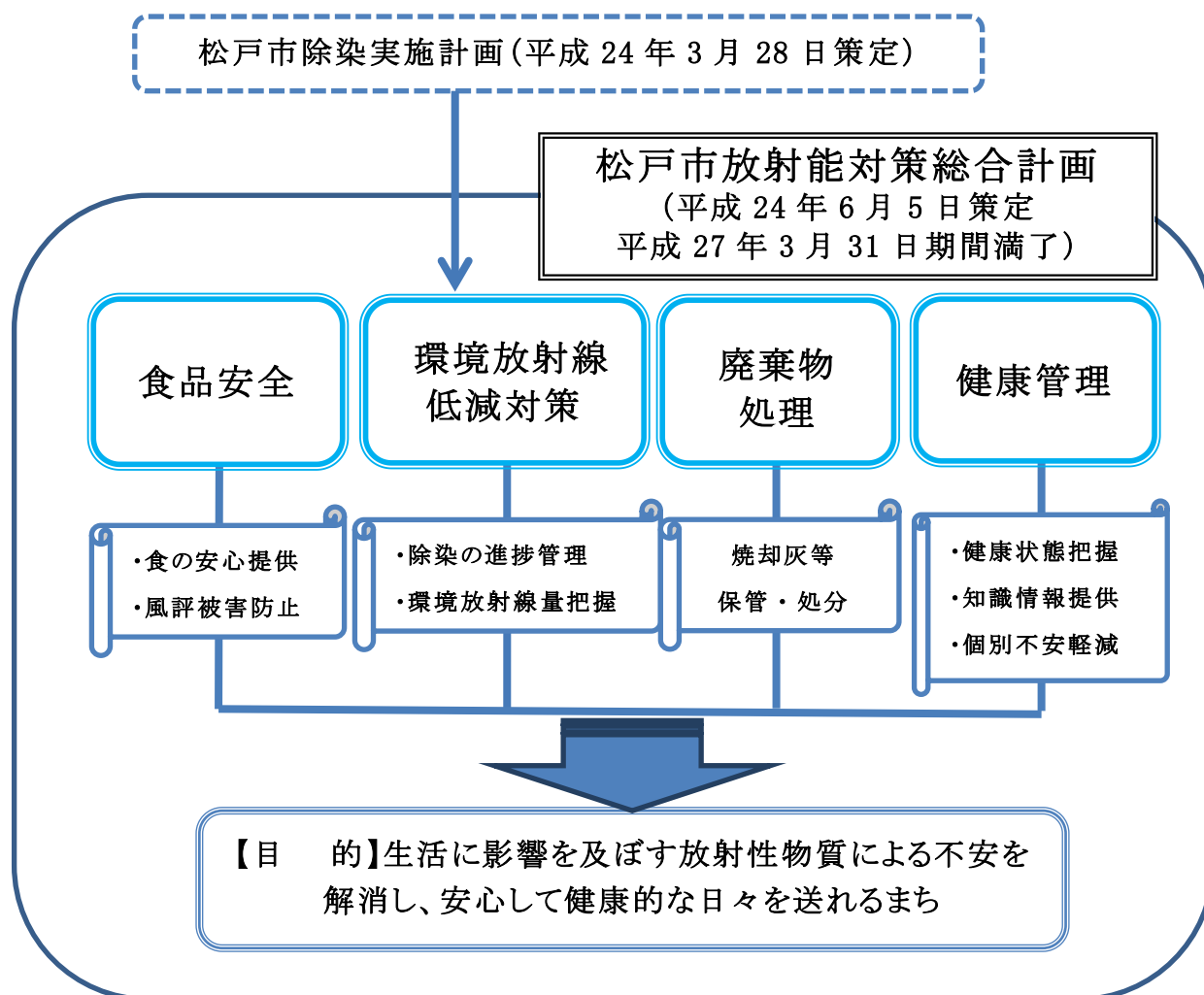
## ～ 松戸市の取り組みと現状 ～

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が大量漏えいするという甚大な災害が発生しました。

市では、この事故由来の放射能における市民の皆様の不安払拭のため、近隣市に先駆けて空間放射線量の測定を始めました。その後、平成 24 年 6 月 5 日、『松戸市放射能対策総合計画』（以下「総合計画」）を策定し、各種放射能対策を実施しました。それらの取り組みにより、食品安心の確保や空間放射線量の大幅な低減など一定の成果があり、平成 26 年度末をもって総合計画の期間を満了しました。

しかしながら、放射能問題が全て終息したわけではありません。計画期間満了後の本市放射能対策は、総合計画の理念を継承し、実情に応じた適正な取り組みを行い更なる不安の解消に努めております。

### ◆松戸市放射能対策総合計画の概略



## I. 食品安全対策

### ◆学校及び保育給食(平成31年3月末時点)

#### 1 取り組み

##### ●学校給食

単位: 検体

年度	食材検査 (平成23年10月開始)			まるごとミキシング検査 (平成24年2月開始)		
	検体数	検出数	基準 超過数	検体数	検出数	基準 超過数
平成23年度	193	0	0	286	0	0
平成24年度	468	0	0	1,429	0	0
平成25年度	504	0	0	1,410	0	0
平成26年度	480	0	0	1,342	0	0
平成27年度	36	0	0	252	0	0
平成28年度	36	0	0	255	0	0
平成29年度	36	0	0	255	0	0
平成30年度	36	0	0	255	0	0
計	1,789	0	0	5,484	0	0

##### ●保育給食

単位: 検体

年度	食材検査 (平成23年10月開始)			まるごとミキシング検査 (平成24年2月開始)		
	検体数	検出数	基準 超過数	検体数	検出数	基準 超過数
平成23年度	127	0	0	397 公立:161 民間:236	0	0
平成24年度	301	0	0	2,188 公立:801 民間:1,387	0	0
平成25年度	303	0	0	2,384 公立:775 民間:1,609	0	0
平成26年度	295	0	0	2,768 公立:890 民間:1,878	0	0
平成27年度	84	0	0	689 公立:204 民間:485	0	0
平成28年度	83	0	0	825 公立:204 民間:621	0	0
平成29年度	84	0	0	955 公立:204 民間:751	0	0
平成30年度	70	0	0	878 公立:204 民間:674	0	0
計	1,347	0	0	11,084 公立:3,443 民間:7,641	0	0

## 2 現状

全て不検出(検出下限値未満)です。

### ◆市内産農産物等(平成 31 年 3 月末時点)

#### 1 取り組み

単位：検体

項目 年度	測定計画に基づく 農産物検査 (平成 24 年 4 月開始)			農家持込農産物検査 (平成 23 年 10 月開始)			市民持込農産物検査 (平成 24 年 2 月開始)		
	検体 数	検出 数	基準 超過 数	検体 数	検出 数	基準 超過 数	検体 数	検出 数	基準 超過 数
平成 23 年度	-	-	-	233	1	0	99	40	2
平成 24 年度	152	19	0	312	110	9	813	393	34
平成 25 年度	94	0	0	142	27	2	463	142	3
平成 26 年度	77	5	0	84	13	0	231	47	1
平成 27 年度	66	5	0	49	1	0	161	26	1
平成 28 年度	37	1	0	39	3	0	98	7	0
平成 29 年度	21	3	0	20	2	0	58	7	1
平成 30 年度	11	1	0	12	1	0	46	2	0
計	458	34	0	891	158	11	1,969	664	42

※農家持込農産物検査の最終基準超過日：平成 25 年 10 月 30 日

(基準超過検体名：たけのこ、しいたけ、しいたけの原木)

※市民持込農産物検査の最終基準超過日：平成 29 年 4 月 17 日

(基準超過検体名：しいたけ、ローズマリー、夏みかん、たけのこ、びわの葉、  
こごみ、甘夏、ブルーベリー、ゆず、月桂樹の葉、いぐち)

単位：検体

項目 年度	市民持込食品検査(流通食品及び飲料水等) (平成 24 年 9 月開始)		
	検体数	検出数	基準 超過数
平成 24 年度	305	0	0
平成 25 年度	86	1	1
平成 26 年度	41	1	0
平成 27 年度	12	0	0
平成 28 年度	12	0	0
平成 29 年度	7	0	0
平成 30 年度	1	0	0
計	464	2	1

※最終基準超過日：平成 26 年 3 月 26 日

(ただし、茨城県内で栽培した自家消費用しいたけ)

## 2 現状

市内産ゆずは、平成 24 年 11 月 30 日より出荷自粛の措置をとっていましたが、平成 25 年 11 月 20 日に県が実施した市内産ゆずの放射性物質検査の結果、基準値を下回り、市内産農産物は全て出荷自粛解除となりました。

### 【注 釈】

検 出 数…検出下限値（約 5～10 Bq/kg）以上の放射性物質が検出された検体の数

基準超過数…厚生労働省が定めた基準値（一般食品：100 Bq/kg）以上の放射性物質が検出された検体の数

## II. 環境放射線低減対策

### ◆測定

#### 1 取り組み

市では、発災後の急務として、これまで約 14,500 施設、約 78,000 点の空間放射線量を測定しました。

#### 2 現状

各施設の実施主体により、指標値(毎時 0.23 マイクロシーベルト)以上の箇所については低減対策を行い、現在は指標値を下回っています。

### ◆子ども関係施設及び学校施設

#### 1 取り組み

平成 25 年 3 月末をもって計画除染は終了しました。(合計:720 施設)

<内訳>

●保 育 所 ( 園 )	全 48 施設
●幼 稚 園	全 40 園
●公 園	全 350 箇所
●市 立 小 学 校	全 44 校
●市 立 中 学 校	全 20 校
●市 立 高 等 学 校	1 校
●その他子ども関係施設等	全 217 施設

#### 2 現状

引き続き、継続的な測定により空間放射線量を監視し、万が一局部的に除染の指標値を超え、主な生活空間の空間放射線量に影響を及ぼしていることが確認された場合につきましては、必要に応じて適宜対応しております。

## ◆民有地

## 1 取り組み [住宅除染の実施状況(平成24・25年度の合計)]

- 受付件数:13,955 件
- 測定件数:13,710 件 (測定箇所数:40,631 箇所)
  - ◇ 測定最高値:毎時 1.16 マイクロシーベルト(項目:柵・雨樋)
    - ※除染作業後:毎時 0.21 マイクロシーベルト
- 除染対象件数(測定の結果、1ヶ所でも毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の箇所があった件数):7,068 件(51.6%)
- 除染実施件数:6,823 件
  - ◇ 除染後最高値(高さ 50 cm):毎時 0.52 マイクロシーベルト(項目:柵・雨樋)
    - ※除染作業前:毎時 0.80 マイクロシーベルト

## 2 現状

上記除染対象件数は、対応が全て完了しました(辞退者や連絡不通等者含む)。民有地の測定を希望される方には、引き続き、放射線測定器の貸し出し等を行っております。

## ◇除染箇所詳細状況

※平成26年3月末終了

作業項目	箇所数	毎時 0.23 マイクロシーベルト未満に下がった	毎時 0.23 マイクロシーベルト未満に下がらなかった	除染後指標値達成率
土面等(天地返し等)	8,060	7,851	209	97.4%
芝生・草地等 (除草・覆土等)	6,311	6,129	182	97.1%
コンクリート等(洗浄)	7,262	6,819	443	93.9%
柵・雨樋下等	13,856	12,370	1,486	89.3%
計	35,489	33,169	2,320	93.5%

## ◆通学路

## &lt;市管理通学路(松戸市実施)&gt;

- 1 取り組み
- ①測定時期:平成25年10月～12月
  - ②測定箇所:1,136箇所
  - ③指標値超:16箇所(毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所数)
  - ④対応:側溝清掃等

## 2 現状

全地点、毎時0.23マイクロシーベルト未満です。

## &lt;県管理通学路(千葉県実施)&gt;

- 1 取り組み
- ①測定時期:平成25年11月～12月
  - ②測定箇所:991箇所
  - ③指標値超:5箇所(毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所数)
  - ④対応:側溝清掃等

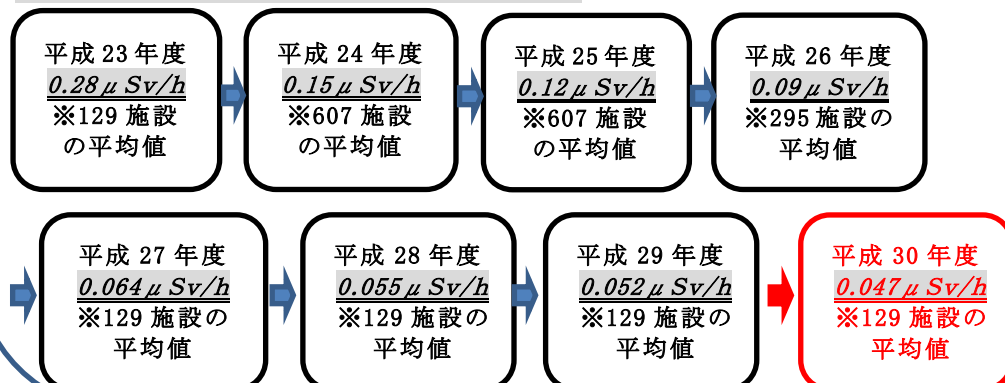
## 2 現状

全地点、毎時0.23マイクロシーベルト未満です。

## 市内の空間放射線量は大きく下がりました！

本市除染実施計画に基づく、市による空間放射線量低減対策により、計画目標(主な生活空間の平均的な空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指します。)を達成しました。それにより、計画していた除染作業は平成25年度末を以って終了しました。

### [市内平均空間放射線量の推移]





### Ⅲ. 焼却灰等対策

#### 1 取り組み

(1) 焼却灰(飛灰)の放射性物質濃度低減のための取り組み

- ① 剪定枝等の分別徹底及び別収集体制の継続
- ② 剪定枝等の和名ヶ谷クリーンセンターでの調整焼却処理の継続
- ③ 剪定枝等の別処分の実施

(2) 焼却灰(飛灰)の安心保管のための取り組み

近隣住民の不安解消のため、クリーンセンターに飛灰保管用仮設建物を建設し、平成 26 年 10 月より建物内で保管。

#### 2 現状

(1) 焼却灰(飛灰)の放射性セシウム測定結果(平成 31 年 3 月測定)

ク リ ー ン セ ン タ ー : 175 Bq/kg

和 名 ヶ 谷 ク リ ー ン セ ン タ ー : 170Bq/kg

(2) 指定廃棄物の保管量(平成 31 年 3 月末)

施 設 名 称	保管量 (t)	フレコン数(袋)
ク リ ー ン セ ン タ ー	924.14	1,521
和 名 ヶ 谷 ク リ ー ン セ ン タ ー	19.78	28
合 計	943.92	1,549

※指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が必要な長期管理施設を建設し、県内で分散保管されている指定廃棄物を集約して処理することになっています。

## IV. 健康管理対策

### 1 取り組み

① 幼児健診の問診に放射能問診を加え、保健師が相談に対応 (H24.6 月～H27.3 月)

	回数(回)		問診数(人)	
	1歳 6か月児	3歳児	1歳 6か月児	3歳児
平成 24 年度	67	42	2,910	2,764
平成 25 年度	85	54	3,622	3,564
平成 26 年度	85	54	3,774	3,612
計	237	150	10,306	9,940

② 放射線専門の医師による放射線にかかわる健康相談 (H24.6 月～H27.3 月)

	実施回数(回)	相談者数(人)
平成 24 年度	18	35
平成 25 年度	4	4
平成 26 年度	2	2
計	24	41

③ ホールボディカウンター測定費用の助成 (H24.10 月～H27.3 月)

	助成人数 (人)	検出者数 (人)	検出者の預託実効線量		
			0 から 0.1mSv/ 年未満	0.1 から 1mSv/ 年未満	1mSv/年以上
平成 24 年度	133	3	3	0	0
平成 25 年度	63	14	14	0	0
平成 26 年度	77	9	9	0	0
計	273	26	26	0	0

★ 検出者の預託実効線量については、専門家から、「預託実効線量の数値は、0.007 から 0.056 mSv と計算され、『健康に影響を及ぼす数値ではない』と考えます。自然界から我々が元々受けている放射線に比べても十分低く、検出された数値は人体に影響を与えるとは考えにくい数値です。」とコメントを頂いています。

④ 講演会・研修会の実施

	実施回数(回)	参加人数(人)
平成 23 年度	4	479
平成 24 年度	3	373
平成 25 年度	1	29
計	8	881

## ⑤甲状腺超音波検査及び費用の助成(平成31年3月末時点)

単位：人

判定	A1	A2	B	C	合計
判定内容	結節(しこり)やのう胞(液体が入っている袋のようなもの)は認められなかったもの	結節(5.0mm以下)またはのう胞(20.0mm以下)を認めたもの	結節(5.1mm以上)またはのう胞(20.1mm以上)を認めたもの	甲状腺の状態などから判断して、二次検査が必要なもの	
判定結果	経過観察不要	経過観察不要	経過観察	専門病院を紹介	
平成26年度	35	109	2	1	147
平成27年度	18	91	0	0	109

単位：人

判定	A1	A2	B	C	合計
判定内容	結節やのう胞を認めなかったもの	5.0ミリメートル以下の結節や20.0ミリメートル以下ののう胞を認めたもの	5.1ミリメートル以上の結節や20.1ミリメートル以上ののう胞を認めたもの	甲状腺の状態から判断して、専門病院での診断を要するもの	
判定結果	本日の検査については問題ないため、次回の検査について医師からの指示はありません ※(注1)に該当者は別途検査あり	本日の検査については問題ないため、次回の検査について医師からの指示はありません ※(注1)に該当者は別途検査あり	市立病院にて経過観察	専門病院を紹介	
平成28年度	18	48	0	0	66
平成29年度	20	15	1	0	36
平成30年度	12	7	0	0	19

注 1) A1、A2 は判定基準に関係なく、バセドウ病などの甲状腺特有の疾患が疑われた場合は、医師の判断で必要な検査を進めます。

注 2) A2 の判定基準であっても医師が総合的に判断して経過観察が必要と判断した場合は B 判定としています。経過観察期間及び検査内容は個人によって異なります。

**2 現状**

相談、検査等により、放射能による健康不安解消の取り組みを実施中です。